

## 条 例

埼玉県職員相互共済団体に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第八号

埼玉県職員相互共済団体に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県職員相互共済団体に関する条例（昭和四十年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「生命保険」の下に「及び損害保険」を加える。

附 則

この条例は、令和二年九月一日から施行する。